

平成 16 年 10 月 27 日

警察庁交通局運転免許課長 殿

日本てんかん学会

理事長 八木和

日本てんかん学会法的問題検討委員会

委員長 森本 清



### 「てんかんをもつ人の運転免許取得および更新」についての日本てんかん学会の要望

平成 14 年 6 月に改正された道路交通法により、てんかんをもつ人の運転免許の取得および更新が、一定の条件のもとで許可されるようになりました。日本てんかん学会では、法改正から 1 年後の平成 15 年 6 月に警察庁（公安委員会）と医師（日本てんかん学会会員）に対するアンケート調査を実施しました。このおりに、貴課には多大なるご協力を賜り、深謝いたします。アンケートの結果をまとめ、別冊を同封いたしました（資料 1）ので、ご回覧いただければ幸甚です。また、平成 15 年 10 月には第 37 回日本てんかん学会（仙台）において、ワークショップ「道路交通法改正後のてんかんをもつ人における運転免許」を開催し、医師、弁護士、患者会家族を交えて、新道路交通法の問題点と課題について、幅広い立場から討議しました（資料 2）。

その結果、次の 6 つの事項について要望いたします。ご検討くださいますようお願い申し上げます。

- 1) 臨時適性検査医師を日本てんかん学会認定医（不在の場合には 5 年以上日本てんかん学会会員である臨床医）から委嘱していただくこと。
- 2) 現在の免許保留期間 6 カ月間を 2 年間程度に延長していただくこと。
- 3) 個別の発作によっては判定に弾力性が必要なため、再審査機関を設立していただき当事者の不服申し立てが可能となること。
- 4) 免許取得・事故等にかかわる情報を公開していただくこと。
- 5) 個人データに関するプライバシー保護を徹底していただくこと。

6) 臨時適性検査にかかる費用について公的負担を検討していただくこと。

以下に各要望事項の理由を簡単に記します。

- 1) 前回（平成 15 年 11 月付け）の要望書でも述べましたが、てんかんの病状は複雑であり、てんかん専門医以外の医師が運転適性を判断することは容易ではありません。日本てんかん学会認定医が委嘱されていない都道府県においては日本てんかん学会認定医（不在の場合には5年以上日本てんかん学会会員である臨床医）を臨時適性検査医師に委嘱するよう、また「てんかん専門医でない医師」に臨時適性検査を依頼することのないよう、各都道府県担当者にご指導をよろしくお願いいたします。
- 2) 現在の 6 カ月間の免許保留期間では、一定期間後に再び免許の活用が可能になるにもかかわらず、免許取り消しになる事例があります。免許取消の不利益は著しく、保留期間の 2 年間程度までの延長をお願いいたします。
- 3) 個別の発作によっては十分な弾力性をもって運転適性を検討すべき事例があることから、日本てんかん学会公表の運転適性ガイドラインに沿った判定が可能となるよう、再審査機関の設立をお願いいたします。
- 4) てんかんをもつ人の年間の免許取得数、適性検査結果、交通事故発生件数、事故の程度、発作との関連性などの基礎データを公開するとともに、学会との協調、一般への啓発活動の強化をお願いします。
- 5) 個人データにかかわるプライバシー保護に関しては、患者・家族からも医師からも強い要望があります。
- 6) 臨時適性検査にかかる費用につき、臨時適性検査医師は特別な業務を担うことから、公的負担のご検討をお願いいたします。

以上